

八尾市保育士確保事業支援金支給交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、八尾市保育士確保事業支援金（以下「支援金」という。）の支給について、八尾市補助金交付規則（平成 16 年八尾市交付規則第 26 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本市が私立認定こども園、私立保育所及び小規模保育事業（以下「認定こども園等」という。）に支援金を支給することにより、認定こども園等における、質の高い教育・保育の提供を図り、多様な保育ニーズに対応するため、本市の認定こども園等での保育士確保を支援することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（国、都道府県又は市町村以外の者が設置する認定こども園に限る。）をいう。
- (2) 私立保育所 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に定める保育所のうち同法第 35 条第 4 項の規定により設置されたものをいう。
- (3) 小規模保育事業 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条、第 10 項に規定する小規模保育事業をいう。
- (4) 保育士等 認定こども園法第 14 条第 10 項に規定する保育教諭、児童福祉法第 18 条の 4 に規定する保育士又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 27 条第 9 項に規定する教諭をいう。（園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、主幹教諭、主任保育士は対象外。）

(支給対象施設)

第 4 条 支援金の支給対象施設（以下「対象施設」という。）は、認定こども園等とする。

(支援金支給の要件)

第 5 条 次に掲げる要件を全て満たす者（以下、「対象者」という。）を雇用し、1 人あたり 10 万円以上を支給していること。

- (1) 正規職員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって就業規則で定める常勤である者をいう。以下同じ。）の保育士等として雇用され、次のア～ウのいずれかに該当する者。ただし、1か月以上の休暇が発生した場合は、当該休暇期間を除くものとする。
 - ア 雇用開始から1年を経過し2年に満たない者
 - イ 雇用開始から2年を経過し3年に満たない者
 - ウ 雇用開始から3年を経過し4年に満たない者
- (2) 八尾市私立認定こども園等運営費補助金交付要綱に定める保育士宿舍借り上げ支援事業の補助対象経費の対象となっていない者。
- (3) 過去に八尾市保育士確保事業費補助金交付要綱（平成29年3月24日施行）に定める補助金（以下「旧補助金」という。）を交付されたことがない者。ただし、旧補助金の交付を受け全額返還した者は対象とする。
- (4) 経過措置として、令和5年度以降に旧補助金の交付決定を受け、計30万円の交付を受けていない者は本支援金の対象とする。ただし、旧補助金による八尾市保育士確保事業費補助金廃止承認決定通知書を受けた者を除く。

（支給額）

第6条 支給額は、対象者1人あたり年額10万円とし、予算の範囲内において市長が認める額とする。

ただし、第5条(1)アからウに定める期間について、本支援金の申請をしていない年度がある対象者がいる場合は、当該年度分も合わせて申請することができる。

（支給申請）

第7条 支援金の支給を受けようとする対象施設（以下「申請施設」という。）は、次に掲げる書類により市長に申請しなければならない。

- (1) 八尾市保育士確保事業支援金支給申請書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（支給決定等）

第8条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、支援金を支給するものとする。

2 前項の審査の結果、支援金を支給すべきものと認めるときは、八尾市保育士確保事業支援金支給決定通知書（様式第2号）により申請施設に通知するものとする。

3 第1項の審査の結果、支援金を支給すべきでないものと認めるときは、八尾市保育士確保事業支援金不支給決定通知書（様式第3号）により、その理由を付して申請施設に通知するものとする。

（支給決定の取消し等）

第9条 市長は、支援金の支給を受けた施設が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき
- (3) その他市長が不相当と認めるとき

（支援金の請求）

第10条 支援金の支給を受けようとする申請施設は、第8条の規定による通知を受けた後、指定する期日までに八尾市保育士確保事業支援金支給請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

（書類の保存等）

第11条 申請施設は、新たに支援金を受けた施設は、当該支援金の支給に関する書類を整備するとともに、支援金の支給の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（委任）

第12条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。